2017年8月28日

選挙市民審議会　第一部門　資料

外国人の選挙権保障

ただし住民票取得後三箇月未満の移住者やホームレスの選挙権保障も射程に入れつつ

事務局　城倉啓

改正条文案

公職選挙法　新旧対照表

	新	旧
（選挙権） 第九条	日本国民および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住外国人で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。	日本国民で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。
	2　日本国民たる年齢満十八年以上の者で選挙区域内に住所を有する者は、当該選挙区域内の選挙権を有する。	2　日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。
	3　日本国籍を持たず年齢満十八年以上の者で、永住の資格を有し、もしくは引き続き三年以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	
	4　前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。	3　前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。

	（旧４項削除） （旧５項削除）	４　第二項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した者は、同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。 ５　第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。
（被選挙権） 第十条	日本国民で成年年齢に達した者は被選挙権を有する。 ２　日本国籍を持たず成年年齢に達した者で、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住外国人は、衆議院議員および参議院議員の被選挙権を有する。 ３　日本国籍を持たず成年年齢に達した者で、引き続き三年以上市町村の区域内に住所を有する者は、都道府県議会の議員および都道府県知事および市町村議会の議員および市町村長の被選挙権を有する。	日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。 一　衆議院議員については年齢満二十五年以上の者 二　参議院議員については年齢満三十年以上の者 三　都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上の者 四　都道府県知事については年齢満三十年以上の者 五　市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上の者 六　市町村長については年齢満二十五年以上の者